

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 県中保健福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED]（以下、「審査請求人」という。）が平成30年1月24日に提起した、  
処分庁県中保健福祉事務所長が行った保護申請却下処分について、次のとおり裁決する。

なお、この裁決書において引用する法及び関係通知は、審査請求に係る処分が行われた  
当時のものである。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

審査請求人は、児童福祉法に基づく措置により、平成16年6月23日から平成29年11  
月30日まで（審査請求人が[REDACTED]から[REDACTED]までの間）、[REDACTED]にある児童養護施設[REDACTED]  
に入所し、[REDACTED]で暮らす審査請求人の両親及びその子5人と離れて生活  
していた。

審査請求人は、[REDACTED]に到達したこと及び児童養護施設の人間関係から当該施設を退所す  
ること決め、審査請求人の父、児童相談所及び児童養護施設等の関係機関による協議や関  
係機関による支援を経て、平成29年12月1日付けて[REDACTED]にある障害者向けグループホ  
ーム[REDACTED]（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定す  
る共同生活援助を行う住居。以下、「グループホーム」という。）へ入居した。

グループホーム入居後の生活費について、審査請求人の両親からの金銭援助は見込めず、  
審査請求人自身の預貯金を充てたとしても、今後生計維持困難となることが予想されたため、  
平成30年1月12日、審査請求人は単身世帯として処分庁に対し、生活保護法による  
保護の申請を行った。

保護の申請を受理した処分庁は、実態調査を行うため、平成30年1月17日に[REDACTED]

において審査請求人の父と面接を行ったが、父からは、父宅での受け入れや金銭援助は出来ないと話があった。

処分庁は父に対して、未成年者は原則として父母と同一世帯であることから、審査請求人は父と同一の世帯として父が保護の申請をしてはどうかと勧めたが、父は生活保護を申請する意思ではなく、審査請求人が単身世帯として生活保護を受けられないのであれば、父宅での引き取りを検討したいとし、審査請求人の保護の申請は父が法定代理人として取り消すという意思表示をした。

平成 30 年 1 月 18 日、処分庁は所内において検討を行った結果、本申請については、父が審査請求人に代わって取り下げをするか、処分庁が却下することを済め、審査請求人に対する支援の方向性については、今後関係機関と協議し、再度申請するということとした。

平成 30 年 1 月 19 日、処分庁は父に電話し検討結果を伝えたところ、父は、審査請求人の保護申請は取り下げるという意思表示をした。

平成 30 年 1 月 25 日、処分庁は、父からの取り下げ書の送付がなかったため、審査請求人の保護申請を却下し、平成 30 年 1 月 26 日付で審査請求人へ通知した(本件処分)。

平成 30 年 4 月 24 日、審査請求人は処分庁に対し、保護申請却下処分の取消しを求める審査請求を行った。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

平成 30 年 1 月 26 日付で処分庁が審査請求人へ行った保護申請却下処分を取り消すとの裁決を求める。

審査請求人は、幼少期から児童養護施設で生活しており、■■■■■により施設を退所する際も自宅への帰住はできず、両親からは金銭的援助も難しいと言われていたことから、余儀なくグループホームでの生活をしており、そのための生活費が必要である。しかし、審査請求人の預貯金は少なく、生活の見通しが立たないため早急に保護の開始をお願いしたい。

#### 2 処分庁の弁明

平成 30 年 6 月 7 日付けで、処分庁より当該審査請求に係る弁明書の提出があり、当該保護申請却下処分は以下の理由によりやむを得ないとしている。

- (1) 生活保護制度では、児童養護施設入所者と出身世帯とは同一世帯であると解釈されている。審査請求人は平成 29 年 12 月にグループホームに入居するまで児童養護施設に入所しており、出身世帯と同一であった。
- (2) 生活保護では、法第 10 条により、世帯単位で生活保護を決定することが大原則となっている。この世帯の考え方は施設入所者等にも適用されており、グループホームへの入居をもって、直ちに単身世帯として認定されるものではない。
- (3) 父は、審査請求人と同一世帯であると認識し、家賃等の支払義務も承知していることや、審査請求人の生活費を出せないときは父宅に引き取ることも検討したいと話していることから、父と審査請求人は同一世帯であり、世帯単位での保護の要否を

決定すべきものと考える。

- (4) 世帯単位で保護を決定するためには、預貯金他について世帯全員の同意書を添付して関係機関に照会しなければならないが、父は生活保護申請の意思は無く、同意書も無いため関係機関への照会を行うことができない。従って、保護の決定に必要な調査が困難である。

### 3 審査請求人の反論

平成30年6月25日付けで、審査請求人より処分庁の弁明に係る反論書の提出があった。内容は以下のとおり。

- (1) 処分庁の弁明書について納得できない。
- (2) 審査請求人自身で保護申請をした理由は、審査請求人が[REDACTED]となったことや人所していた児童養護施設での人間関係から児童養護施設を退所することが必要となつたため、自宅への帰住も含めて退所先を検討した結果、家庭環境や家族からの受け入れは現実的に難しいとの言葉から自宅以外への生活の場所の変更との結論に至り、障害福祉サービスの利用を行政機関や相談支援事業所、グループホームや日中活動の事業所、児童養護施設等と検討しながら、現在暮らしているグループホームと就労移行支援事業所の利用に繋がった。そのグループホームへの移行の協議の過程で、自宅以外での生活には一般就職や障害年金の受給までは児童養護施設で貯めてきた預金を取り崩しながら生活するしかなく、それまでの間だけでも生活保護を受給できないか検討することも話し合われ、処分庁に相談したが、処分庁からは実際に生活できない状況にならないと相談を受けることができないとの回答があったと説明を受けた。そこで支援者の方々は福祉の観点から審査請求人が生活することに最も適した場所を考え、グループホームの移行を進めた。体験利用を重ね、平成29年12月1日からは正式にグループホームへ転居の届出を提出し、同時に住所地となった[REDACTED]に生活について相談すると、生活保護について説明され、申請先は前住所地の[REDACTED]であると説明された。[REDACTED]に相談すると処分庁にも連絡をとってくれたが、処分庁からは単身での申請が難しいとの説明があったとのことだった。その時に[REDACTED]から口頭で、両親の世帯と同一世帯とみなすとの説明が処分庁からあったとの話がされたが、両親の元へは戻れず両親からの金銭援助は家庭状況から難しいと父から言われていたため、たまには家族とも面会できるようになるかもしれないが、今後は一人で生活していくことになるのであろうと思い、平成30年1月12日に生活保護の申請をした。
- (3) 処分庁の弁明の中で、父は生活保護を受ける意思はないとの返答があったとあるが、父も現在生活している家族と審査請求人は別に生活するしかない、現実的に審査請求人が実家に帰ることはできないと考えておらず、父も仕事をしているため現在生活している家族が生活保護を受ける必要はないという意味だと思われる。父からは、審査請求人が実家に帰ることやグループホームの家賃や生活費を負担することはできないと言われている。
- (4) 処分庁の弁明の中で、父に保護申請の取り下げを勧めたとあり、審査請求人の話を聴きもせずに審査請求人が申請したことに対して審査請求人以外の者に取り下げを勧奨したことが納得できない。

- (5) 処分庁の弁明の中で、児童養護施設とグループホームを同じだとみなしているが、グループホームでは自立した生活のための支援を受けており、自己負担のすべてを私の福祉的就労による工賃と預金の取り崩しで支払っている。
- (6) 処分庁の弁明の中で、グループホームへの入居をもって単身世帯となるわけではないとあるが、単身世帯となる理由で申請したわけではなく、処分庁が事前に相談を受けてくれればよかったのだが、児童養護施設を退所すると年齢からもう児童養護施設に戻ることもできないため、グループホームへ入居することで生活資金が無くなることが見えたため、少しでも早い段階で相談したいと思い、相談に至った。
- (7) 処分庁の弁明の中で、父が家賃の支払い義務を承知していることや実家の受け入れもありえるとあるが、父からは家賃の支払いは家庭状況から難しいと言われており、実家への受け入れも現実的には難しいと言われている。支援者の方々からも話してもらっているが、同じく現実的には援助は難しいとの話しになっているとのことだった。
- (8) 処分庁の弁明の中で、両親の世帯の状況も確認が必要とあるが、これまでの経過から今後は審査請求人が一人で生活するしかないと思っており、両親からの援助も難しいと言われているにもかかわらず同一世帯とみなすことが納得できない。

#### 4 県中児童相談所からの物件提出

当該審査請求の審理のため、審理員は、平成30年6月27日付で県中児童相談所長に対して物件の提出を求め、平成30年7月6日付で物件の提出があった。

概要は以下のとおり。

- (1) 県中児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、児童養護施設への入所の措置決定を行った。措置年月日は平成16年6月23日、入所する施設は、福島県[ ]にある[ ]。
- (2) 平成23年1月7日、審査請求人が施設に入所後初めて、審査請求人の母及び姉と面会した。
- (3) 平成28年1月8日、審査請求人が施設に入所後初めて、審査請求人の父と面会した。
- (4) 審査請求人は、通学していた高校を退学することとなったため、平成28年4月20日、児童相談所、児童養護施設及び[ ]の関係者による会議が開催され、審査請求人の今後の日中活動の場や生活場所の検討していくこととし、審査請求人の単身による生活保護申請についても検討がなされた。
- (5) 平成28年6月29日、審査請求人、父、児童相談所、児童養護施設等の関係者が参画し、審査請求人に対する支援の方向性を検討するための会議が開催され、今後は就労移行支援事業所の利用やグループホームでの生活に向けて関係機関で支援を行うことで一致した。なお、会議において父からは、父宅と一緒に生活することは難しいとの話があった。
- (6) 平成28年10月20日、[ ]の関係者が児童相談所へ電話をし、審査請求人の生活保護申請について処分庁に相談したところ、処分庁から申請をしても非該当になるという話があった。

- (7) 平成 28 年 12 月 12 日、児童相談所、児童養護施設、その他関係機関による会議が開催され、審査請求人の日中活動の場の検討等のほか、審査請求人単身での生活保護申請について、処分庁と話し合いをすすめることとした。
- (8) 平成 29 年 1 月 12 日、児童相談所が処分庁を訪問し、審査請求人の状況を説明し、審査請求人単身での生活保護受給について検討を依頼した。処分庁は、未成年者が単独で生活保護を受給する事例はないこと、児童養護施設は 22 歳まで措置入所の延長ができるので、措置入所の延長を検討するよう話がされた。
- (9) 平成 29 年 2 月 5 日、県中児童相談所長は、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、児童養護施設への入所の措置を延長する決定を行った。延長の期日は、平成 30 年 2 月 4 日とした。
- (10) 平成 29 年 3 月 9 日、審査請求人の日中活動の場や生活場所を検討する会議が行われた。その際に、審査請求人がグループホームに入所後に生活保護申請を行うことについても検討がなされた。
- (11) 審査請求人の生活場所が概ね決定したことにより、平成 29 年 10 月 24 日、関係機関による会議が開催され、審査請求人の支援について確認を行った。その際に、審査請求人がグループホームに入所後に単身で生活保護申請を行うことが話し合われた。
- (12) 県中児童相談所長は、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置を解除した。解除の年月日は、平成 29 年 12 月 1 日。解除の理由は、日中の活動場所、生活場所（グループホーム）が決まったため。
- (13) 平成 29 年 12 月 18 日、児童相談所は処分庁へ電話し、処分庁から、審査請求人が生活保護申請をすることは構わないが、未成年が単身で生活保護を受給する事例がなく、受給は難しいといった内容の話があった。

### 認 定 事 実

審理関係人の主張及び県中児童相談所から提出された物件により、以下の事実が認められる。

- (1) 県中児童相談所長は、平成 16 年 6 月 28 日付で児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、審査請求人を児童養護施設 [ ] へ入所する措置を探ることを決定した。
- (2) 審査請求人の両親は、審査請求人を除く予る人とともに [ ] で暮らしている。
- (3) 審査請求人は、施設から通学していた高校を退学することとなったため、平成 28 年 4 月 20 日、児童相談所、児童養護施設及び [ ] の関係者による会議が開催された。審査請求人の両親の引き取りは見込めない状況にあるため、審査請求人の今後の日中活動の場や生活場所を検討していくこととし、審査請求人の単身による生活保護申請についても検討がなされた。
- (4) 平成 28 年 6 月 29 日、審査請求人、父、児童相談所、児童養護施設等の関係者が参画し、審査請求人の児童養護施設退所後の生活場所等について検討した。その結果、審査請求人はグループホームで生活し、就労移行支援事業所を利用しながら、自立した生活を目指すこととして一致した。

- (5) 平成 29 年 12 月 1 日、審査請求人はグループホームへ入居した。
- (6) 県中児童相談所長は、平成 29 年 12 月 1 日付で児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置を解除した。解除の理由は、日中の活動場所、生活場所（グループホーム）が決まったため。
- (7) 平成 30 年 1 月 12 日、審査請求人は単身世帯として処分庁に対し、生活保護法による保護の申請を行った。申請の理由は、グループホーム入居後の生活費について、審査請求人の両親からの金銭援助は見込めず、審査請求人自身の預貯金を充てたとしても、今後生計維持困難となることが予想されるため。
- (8) 保護の申請を受理した処分庁は、実態調査を行うため、平成 30 年 1 月 17 日に [ ] において審査請求人の父と面接を行った。父からは、父宅での受け入れや金銭援助は出来ないと話があった。処分庁は父に対して、未成年者は原則として父母と同一世帯であることから、審査請求人は父と同一の世帯として父が保護の申請をしてはどうかと勧めたが、父は生活保護を申請する意思はなく、審査請求人が単身世帯として生活保護を受けられないのであれば、父宅での引き取りを検討したいとし、審査請求人の保護の申請は父が法定代理人として取り消すという意思表示をした。
- (9) 処分庁は、当該保護申請に係る実態調査につき、審査請求人とは面接を行わなかった。
- (10) 平成 30 年 1 月 18 日、処分庁は所内において検討を行った結果、当該保護申請については、父が審査請求人に代わって取り下げをするか、処分庁が却下することを決めた。
- (11) 平成 30 年 1 月 25 日、処分庁は、父からの取り下げ書の送付がなかったため、審査請求人の保護申請を却下し、平成 30 年 1 月 26 日付で審査請求人へ通知した。
- (12) 平成 30 年 4 月 24 日、審査請求人は処分庁に対し、保護申請却下処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 理由

### 1 本件に係る法令等の規定について

#### (1) 生活保護法

##### 第 10 条（世帯単位の原則）

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

#### (2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生省事務次官通知。「以下、保護の実施要領（次）」という。）第一

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。

#### (3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下、「保護の実施要領（局）」という。）第一

1 居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。

- (1) 出かせぎしている場合  
(2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合  
(3) 夫婦間又は親の未成熟の子（中学3年以下の子をいう。以下同じ。）に対する  
関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に  
寄宿している場合  
(4) 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場  
合  
(5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。2  
の(5)（ウを除く。）及び(6)並びに第2の1において同じ。）している場合  
(6) 職業能力開発校等に入所している場合  
(7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合

(4) 生活保護手帳別冊問答集

第一 世帯の認定（按粹）

「世帯」とは、通常社会生活上の単位として、居住及び生計をともにしている者の集  
まりをいうが、生活保護法に規定する「世帯単位の原則」における「世帯」は、主に生  
計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認め  
られるひとつの単位をさしている。生活保護法による保護の実施要領について（昭和  
36年4月1日厚生省発社第123号厚生省事務次官通知）は、同一居住、同一生計の者は  
原則として同一世帯と認定することとしている。

他に重要なものとして居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）があるが、判  
定が困難なケースについては、更に消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事  
労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々  
の事例に即して適正な世帯認定を行うこととなる。

なお、同一の住居に居住していないても社会生活上同一世帯と認定するのが適当な場  
合がありうるが、他の世帯員の居住する住居に帰来することが予定されているものであ  
り、やむを得ない事情によって同一の住居に居住していないが、それが一時的なもので  
あって一定の時期が到来すれば、再び他の世帯員の居住する住居に帰来して生活するこ  
とが予定されているような場合は、居住を異にしていても同一の生計を営んでいるもの  
であり、これを同一世帯として認定することになる。

(5) 生活保護問答集（福島県保健福祉部）

第一 世帯の認定

（問1～7）

児童養護施設に入所している児童を持つ世帯から、保護の申請があり、保護を開始  
することとなった。この場合、入所中の児童の世帯認定はどうなるか。

（答）

児童養護施設入所児童と出身世帯とは同一世帯である。（以下、略。）

2 検討

本件において、審査請求人及び処分庁の間で争いのあるところは、審査請求人及びその父  
世帯が同一の世帯であるのか、それとも別の世帯であるのかという点であり、この点につい  
て、1で列挙した法令等の規定によって検討する。

生活保護法第10条において、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」とされている。また、保護の実施要領（次）第一によれば、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」とされている。さらに、保護の実施要領（局）第一において、「居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合」が以下のとおり示されている。

- (1) 出かせぎしている場合
- (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- (3) 夫婦間又は親の未成熟の子（中学3年以下の子をいう。以下同じ。）に対する関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
- (4) 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。2の(5)(ウ)を除く。）及び(6)並びに第2の1において同じ。）している場合
- (6) 職業能力開発校等に入所している場合
- (7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合

以上の(1)から(7)までの項目は、限定例挙と考えられるため、これらに該当する場合に限り、保護の実施要領（次）第一なお書きにより同一世帯であると認定され、該当しない場合は別世帯と判断されることになる。

これを本件処分について当てはめて検討すると、審査請求人は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、平成16年6月23日から平成29年11月30日まで、[ ]にある児童養護施設[ ]に入所し、父、母及びその子5人とは別々に暮らしていた。（認定事実（1）、（2）、（6））

審査請求人は児童養護施設退所後の生活場所を検討したこととなつたが、父宅での引き取りは難しいことから、審査請求人、父、児童相談所、児童養護施設等の関係者が参画し、審査請求人はグループホームで生活し、就労移行支援事業所を利用しながら、自立した生活を目指すこととして一致した。（認定事実（3）、（4））

平成29年12月1日にグループホームへ入居した。（認定事実（5））

よって、審査請求人及び父が(1)から(6)までに該当しないことは明らかである。

続いて、(7)に該当するかどうかについて検討する。審査請求人と父が「その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合」というためには、それが「やむを得ない事情によって同一の住居に居住していないが、それが一時的なものであつて一定の時期が到来すれば、再び他の世帯員の居住する住居に帰来して生活することが予定されている」状態と同視しうるものでなければならない。これを審査請求人及び父にあてはめてみると、上述のとおり、審査請求人は児童養護施設を退所後は父宅へ帰来することはなく、グループホームで生活していくこととなつたことから、(7)にも該当しないと判断される。

よって、審査請求人及び父世帯は別世帯と認定されることになる。

続いて、処分序は、弁明の中で、「生活保護制度では、児童養護施設入所者と出身世帯と

は同一世帯であると解釈されている。審査請求人は平成29年12月にグループホームに入居するまで児童養護施設に入所しており、出身世帯と同一であった。」としている。1の(5)生活保護問答集(福島県保健福祉部)によれば、入所中の児童も出身世帯と同一世帯であると示されているが、審査請求人は既に児童養護施設を退所しグループホームで生活しているので、本件は1の(5)に該当しない。

続いて、処分序は、弁明の中で、「父は、審査請求人と同一世帯であると認識し、家賃等の支払義務も承知していることや、審査請求人の生活費を出せないときは父宅に引き取ることも検討したいと話していることから、父と審査請求人は同一世帯であり、世帯単位での保護の要否を決定すべきである。」とし、父は処分序との面接において、審査請求人と父は同一世帯であるということは認識しており、父宅への引き取りを検討するという内容の発言をしているが、(認定事実(8))上述のとおり、審査請求人及び父は、法令等の定めにおいて別世帯と考えられるものであるし、児童養護施設入所中の審査請求人及び父母との交流状況や退所後の生活場所の検討状況から判断して、父が引き取ることも検討するという発言は現実的ではないと判断される。

続いて、処分序は、未成年者は原則として父母と同一世帯であるという説明を父に対してしているが、上述のとおり、法令等の定めにおいて同一世帯と判断される項目に該当しなければ、未成年者とその父の関係であっても、別世帯と認定される場合は考えられる。

さらに、処分序は当該保護申請を受理後、審査請求人自身と面接を行うことなく、父のみとの面接によって生活保護申請の取り下げ又は却下という結論を出し、当該保護申請却下処分を行っているが、(認定事実(8)、(9))保護申請前の経過や審査請求人の生活様を考慮すれば、審査請求人はもちろんのこと、関係機関への調査を実施し実態を十分に把握した上で、法令等の定めに基づき、世帯の認定について慎重に判断すべきものであったことから、処分序の調査は不十分なものであったと言わざるを得ない。

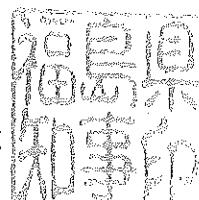
結果、そのような調査で審査請求人と父は同一世帯であると認定し、父が生活保護の申請意思がなく保護の決定に必要な調査が困難であるという理由で行った当該保護申請却下処分は、不当であると判断される。

### 3 緒論

以上のとおり、本件審査請求については理由があると認められることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

平成30年8月20日

審査官 福島県知事 内堀 雅雄



## 教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。